

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 3 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】 <u>「〇 中期計画「成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する」について、合理的基準の設定が予定段階であり、取組が十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。」</u></p> <p>【申立内容】 削除の上、「I 教育に関する目標」の、「1. 評価結果及び判断理由」並びに「2. 各中期目標の達成状況」「(1)教育の成果に関する目標」の[評価結果]及び[判断理由]を見直し願いたい</p> <p>【理由】 達成状況報告書の2頁計画1-1の分析記述に「全学教育機構において、平成20年度より授業ごとの成績分布を教員名とともに学内公開することを教育研究評議会で決定した。」と記述している。これは、「この措置は、成績評価の（中略）が作り上げられていくことを狙っている。」との記述のとおり、「成績評価Webシステム」を導入、運用することで評価結果を学内に明らかにし、そのことを通じて、単位取得率についての合理的基準が自律的に形成されるようすることをもって、計画達成することを意図しているものである。したがって、平成19年度における当該システムの導入決</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、実質的運用については、評価期間外の平成20年度であり、本評価に反映することは不適当なため。</p>

定、平成20年度からの運用により、本学として本計画実施のために対応すべき基本的な部分は、完了するところであり、当初計画したとおり取組は順調に進捗している。

なお、8頁の計画2－9における分析記述にもあるように、平成16年度に制定した「信州大学シラバスガイドライン」と、このガイドラインに即した「達成目標」及び「成績評価基準」がシラバスに記載されているかどうかの点検「シラバスの事前点検」は、平成18年度までにほとんどの授業科目で行われている。

したがって、単位取得率についての合理的基準の設定は予定段階ではなく、本件計画は着実に実施しているものである。

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 3 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】 <u>「○ 中期計画「豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する」について、総合的な知力の育成は予定段階であり、「教育課程を整備する」には至っておらず、取組が十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。」</u></p> <p>【申立内容】 削除の上、「I 教育に関する目標」の、「1. 評価結果及び判断理由」並びに「2. 各中期目標の達成状況」「(1) 教育の成果に関する目標」の[評価結果]及び[判断理由]を見直し願いたい</p> <p>【理由】 達成状況報告書の5頁の計画1-4の分析記述のとおり、平成18年4月に総合的な知力の育成を可能とするための組織的な基盤として共通教育の実施責任組織である全学教育機構を発足させ、4頁の（資料-教育-2）のようなカリキュラム構成を整えた。そして、このカリキュラム構成においては、達成状況報告書の6頁から7頁の計画2-4の分析記述にあるように「全学共通の教育の基礎として「環境マインドを持った人材」の育成を重視」することとし、また、1頁の「I 法人の特徴」の4項にもあるように、教養科目の中心に総合的、</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該計画及び関連する計画の記載において、「教育課程を整備する」には至っているとは認められないため。</p>

学際的内容を特色とする環境マインド関連科目を置き、同科目2単位の受講を全学生に義務づけている。このことから、総合的な知力を育成する教育課程と、その組織的基盤は着実に整備されており、取組は十分に進捗している。

更に、このような取組を基礎として、教育学部及び人文学部の取組を事例として記述したように、各部局では、その教育理念に合わせた総合的な知力を育成するための取組を行っている。

その上で、本件計画の更なる推進を視野に入れた、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定作業を進めているものであり、総合的な知力の育成は予定段階ではなく、また、そのための教育課程は計画的に整備されている。

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 3 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】</p> <p>「○ 中期計画「学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた、学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る」について、システムの構築に関する議論を行ってはいるものの、「体制の整備を図る」という段階には至っておらず、取組が十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。」</p> <p>【申立内容】</p> <p>削除の上、「I 教育に関する目標」の、「1. 評価結果及び判断理由」並びに「2. 各中期目標の達成状況」「(2) 教育内容等に関する目標」の[評価結果]及び[判断理由]を見直し願いたい</p> <p>【理由】</p> <p>本学は、退学勧告制度の導入を視野に入れて検討した結果、学生の学習意欲向上については、多分に懲戒的な意味を含む退学勧告といった措置よりも、熱心に学習した者に対し、更に積極的に意欲を向上させる措置を与える方が、より有効であるとの判断に至った。</p> <p>達成状況報告書の18頁の計画6-2の分析記述にあるとおり、平成18年度に文部科学省の現代GPに採択された教育の質保証プロジェクトは、学生の自主的な学習意欲を高めることを重視しつつ、単位の実質化を</p>	<p>【対応】</p> <p>原案のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>退学勧告制度について議論が行われているものの、当該計画及び関連する計画の記載において、体制を整備するという点で、進捗状況が確認できないため。</p>

図ろうとする取組である。加えて、44頁の計画22-1の記述にあるとおり、平成20年度から成績優秀学生を対象とする授業料免除制度を導入することとし、このための学則改正を平成19年度に行った。この改正も本計画6-2における学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図った取組の一つである。

学生教育（相談）の体制整備として、副担任制度、e-ポートフォリオの導入やe-Learningコンテンツの量的・質的拡充、対面授業での形成的評価を促進するためのガイドラインの制定、35頁の計画16-1におけるオフィス・アワーの全学的導入やチュートリアル・システムについてのガイドラインの制定等の取組が行われている。

更に、本学では多様化する学生に対応するため、35頁の計画15-1の記述にあるとおり、発達障害支援までをも含めた支援体制を整えた。これは、平成19年度に採択された学生支援GPの取組である。

このように、システムの構築に関する議論のみにとどまらず、学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備は、確実に図られている。

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>I 教育に関する目標 3 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】</p> <p>「○ 中期計画「履修科目登録の上限設定などにより、単位制度の実質化を図る」について、「単位制度の実質化」がガイドラインの設定にとどまっており、取組が十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。」</p> <p>【申立内容】</p> <p>削除の上、「I 教育に関する目標」の、「1. 評価結果及び判断理由」並びに「2. 各中期目標の達成状況」「(2) 教育内容等に関する目標」の[評価結果]及び[判断理由]を見直し願いたい</p> <p>【理由】</p> <p>単位制度の実質化を図るための取組は、達成状況報告書の22頁の（特色ある点）に記述したように、既に「履修単位上限設定」を導入した上で、更に「授業での自主学習用の課題の与え方に関するガイドライン」を設定するとともに、自主学習促進用のツール（e-Learningシステム及びその上でのモジュール教材等での自主学習教材の開発）を用意している。加えて、21頁の本計画7-2の分析記述にもあるとおり、平成18年度に文部科学省の現代GPに採択された教育の質保証プロジェクトは、学生の自主的な学習意欲を高めることを重視しつつ、単位の実質化を図ろうとする取組である。</p> <p>このように、ガイドラインの設定のみに</p>	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>当該計画に係る記載のみでは確認できなかつたものの、特色ある点の記載を参考に単位制度の実質化に取り組んでいることは認められることから、当該（改善を要する点）を削除するとともに、「(2) 教育内容等に関する目標」の判断理由を以下のとおり修正する。</p> <p>「「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（4項目）のうち、1項目が「良好」、3項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。」</p>

とどまらず、単位制度の実質化は、着実に進展している。	
----------------------------	--

中期目標の達成状況に関する評価結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 研究に関する目標 3. 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点)</p> <p>【原文】 <u>「〇 中期計画「社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する」について、「運営組織の検討」に関しては、分野が限られており、進展も少ないことから、改善することが望まれる。」</u></p> <p>【申立内容】 削除の上、「II 研究に関する目標」の、「1. 評価結果及び判断理由」並びに「2. 各中期目標の達成状況」「(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標」の[評価結果]及び[判断理由]を見直し願いたい</p> <p>【理由】 達成状況報告書の59頁の計画5-1の分析記述にあるとおり、本学では、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織の検討を行い、その結果、平成19年度までに長野県内8自治体との包括的な連携協定を締結するとともに、リカレント教育を含む生涯教育事業等の地域連携活動を全学的に展開する運営組織として「地域連携スタッフ会議」及びその下に「事務連絡会」を設置した。</p> <p>この運営組織においては、教育成果の社会への還元、社会人教育、地域連携の施策等の諸課題について検討し、学部独自で行わっていた出前講座の集約と大学全体の新</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、記載の一部を修正する。</p> <p>【理由】 意見の一部に、事実と認められるものが含まれているため、その点について、以下のとおり修正する。</p> <p>「中期計画「社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する」について、「運営組織の検討」に関しては、<u>産学官連携教育研修システムについての自己分析がなされておらず、中期計画の進捗状況が認められないことから、改善することが望まれる。」</u></p>

たな取組としての出前講座実施要項を整備した。また、生涯学習ニーズ調査に基づく新たな生涯学習事業について検討し、本学の产学公の協働によるシニアサマーカレッジの実施に結びついた。更に、74頁の計画1-2のとおり、この組織の下で放送公開講座の企画、実施も行われている。出前講座、放送公開講座及びシニアサマーカレッジは、共にその提供する教育分野は多岐に亘っており、全学部の教員が参画している。

医療人の生涯教育としては、平成18年度に設立した地域医療人育成センターが遠隔合同カンファレンスの開催等の取組を進めている。

なお、75頁の計画1-4の記述にあるように、日本経済新聞社が調査した平成19年度の全国大学の地域貢献度ランキングにおいて本学が2位となったことは、本件計画に基づく本学の取組に対する成果の一端を示すものである。

このように、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織については、検討段階にとどまらず組織的かつ効果的に展開されており、また、提供する教育分野も多岐に亘っている。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

学部・研究科等番号・名称：08・医学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「「卒業（修了）後の進路の状況」については、この医学部の<u>目的が長野県内医療に従事する医療人の養成である。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「「卒業（修了）後の進路の状況」については、この医学部の<u>果たしている貢献の一つとして長野県内医療に従事する医療人の養成があげられる。</u>」</p> <p>【理由】 原文の「この医学部の目的が長野県内医療に従事する医療人の養成である。」は、医学部の目的の一部のみに着目したものである。医学部の教育目的は、現況調査表8-2頁「I 医学部の教育目的と特徴」のとおり、「医学部の教育目的は、豊かな人間性、広い学問的視野と課題探求能力を身につけた臨床医、医療技術者や医学研究者などを育成することであり、(中略)医科学の教育と医療活動を発展させることによって、地域貢献、社会貢献を果たし、国際交流に寄与することも目的としている。」と明記している。即ち、医学部は単に「長野県内医療に従事する医療人の養成」だけを目指すのではなく、真の意味で学生に医学を修得させ、世界に通ずる医師・医学研究者を育</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

成することを目指している。そして、医学部の特徴の一つである「長野県内医療に従事する医療人の養成」は、同学部の目的を真摯に追求した一つの結果である。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

学部・研究科等番号・名称：13・繊維学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 <u>「改善、向上しているとはいえない</u> <u>当該組織から示された事例は5件であり、</u> <u>その中で「改善、向上しているとはいえない</u> <u>い」と判断された事例があった。</u> <u>該当する事例の判断理由は以下のとおりで</u> <u>ある。</u> <u>○「学部改組と新教育カリキュラムの作成」</u> <u>については、平成20年度から実施の再編と</u> <u>カリキュラム作成であり、現段階では判断</u> <u>できない点で、改善、向上しているとは言</u> <u>えないと判断される。」</u></p> <p>【申立内容】 判断理由を削除の上、段階判定を修正願 いたい</p> <p>【理由】 「学部改組と新教育カリキュラムの作成」 については、平成20年度から実施の再編と カリキュラム作成であり、現段階では判断 できない点で、「改善、向上しているとは 言えない」と判断された。 しかし、現況調査表13-3頁の分析項目I 教育の実施体制（1）観点ごとの分析「観 点 基本的組織の編成」において、平成19 年度現在の教育の実施体制について説明し た後、「さらに、新しい時代の要請に応え るために、将来計画委員会において、学部 ・学科再編計画および新教育課程カリキュ ラムの作成を進め、平成20年度から新たな 基本方針と新教育課程の下に、繊維学部の</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 意見の内容は、平成20年度以降の取組に 基づくものであり、現段階では、当取組が 改善、向上しているとは言えないと判断さ れるため。</p>

教員組織を創造工学系、材料・化学系、応用生物系の3系（各系に3課程）に再編制を行うことになった。新しい教員組織では、ほとんどの教員が主担当と副担当を持ち、他の系の授業も受け持つことができるようになっており、これまで以上に柔軟で優れた体制となっている。」と記載している。また、分析項目Ⅱ教育内容（1）観点ごとの分析「観点 教育課程の編成」の中で、13-11頁において、「また、常に新時代の要請に対応するために教育課程の検討を行っており、（中略）改組に伴い、創造工学系感性工学課程、化学・材料系応用化学課程、応用生物学系3課程では、高等学校一種免許状（理科）に加えて中学校一種免許状（理科）も取得できるように課程認定された。」と記載している。さらに、同頁の観点ごとの分析「観点 学生や社会からの要請への対応」において「学生や社会から「同じような学科があつて分かりにくい」との指摘や「学際領域に関してもっと学べる体制をつくってほしい」との要請に対応するために、平成20年度を目指した教育課程の再編成（学部改組）を進め、従来の7学科を3系9課程に改組し、よりきめ細かな指導体制を確立した。」と記載している。

これらの記述のとおり、平成16年度から平成19年度にかけて学部・学科編成、新教育課程カリキュラムについて検討を重ねた結果として、平成20年度からの学部の全面改組となったものであり、着実に教育の実施体制及び教育内容の改善のための計画が実施されていることを示すものである。

このことから、平成20年度の改組は、積み上げた質の向上の結果として位置付けられる。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人信州大学

法人番号：44

学部・研究科等番号・名称：10・総合工学系研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 II 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 <u>「改善、向上しているとは言えない</u> <u>「当該組織から示された事例は10件であり、</u> <u>その中で「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例があった。</u> <u>該当する事例の判断理由は以下のとおりである。</u> <u>○「医農連携プロジェクト研究の推進」に</u> <u>ついては、研究プロジェクトを設け、研究</u> <u>を推進し、産学官交流を展開しているとの</u> <u>表現にとどまっており、具体的な交流事業</u> <u>に関する事例が示されていない点で、改善、</u> <u>向上しているとは言えないと判断される。」</u></p> <p>【申立内容】 判断理由を削除の上、段階判定を修正願いたい</p> <p>【理由】 「医農連携プロジェクト研究の推進」についての具体的な交流事業に関する事例が示されていない点で、「改善、向上しているとは言えない」との判断が示された。しかし、現況調査表の分析項目I 研究活動の状況（1）観点ごとの分析「観点 研究活動の実施状況」の10-9頁【生物・食料科学専攻関連】において、「4) 「生活習慣病予防や生体防御機能を持つ食品素材の探索、（中略）生活習慣病や生体防御の予防効果を確認するための研究が展開している。これらは、医学部や産業界と連携した医農連携交流会などを介して、共同研究と</p>	<p>【対応】 申立内容及びその理由を踏まえ、判定を以下のとおり修正する。</p> <p>【理由】 現況調査表「1. 質の向上度」事例9では、記載が不十分であったが、意見のとおり「分析項目 1. 研究活動の状況」で確認できたため、「1. 質の向上度」の判定を以下のとおり修正する。</p> <p>○判定 <u>相応に改善、向上している</u> 当該組織から示された事例は 10 件であり、<u>そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。</u></p>

して行われている。」と記載し、研究展開事例ならびに医農連携交流会という具体的事業例を明示している。医農連携交流会は、平成17年度から毎年開催しており、平成19年度は産学官の各界から127名の参加者があるなど、活発な交流が行われているものである。

また、農学部の研究にかかる現況調査表の5-4頁「観点 研究活動の実施状況」及び5-7頁「III 質の向上度の判断」の「事例1」にも医農連携交流会に係る事例、実績を記述している。

このようなことから「具体的な交流事業に関する事例が示されていない。」とは言えないと判断する。